

「(仮称)第11次宇都宮市交通安全計画」の策定に向けた現状及び課題について

◎ 趣旨

第10次宇都宮市交通安全計画の実績・評価や市内の交通事故の現状等を踏まえ、第11次計画策定に向けて整理した課題について協議するもの

1 第10次宇都宮市交通安全計画の実績・評価 **別紙1**

現計画においては、各施策が順調に進捗しており、計画の指標である交通事故発生件数、負傷者数は目標に達し、死者数についても90.9%達成している。また、令和元年に交通事故発生件数、負傷者数、平成29年には死者数が過去最小値を記録するなど、一定の効果を上げているといえる。

2 「(仮称)第11次宇都宮市交通安全計画」の策定に向けた現状等

(1) 交通事故の現状 **別紙2**

〔年代別〕

- ・ 中学生の70.3%、高校生の79.2%が「自転車乗車中」 (**別紙2**p. 8, 9)
- ・ 事故全体に占める高齢者割合は増加傾向 (H27 30.0%→R1 34.3%) (**別紙2**p. 11)
- ・ 第1当事者の世代別割合は高齢者が増加 (H27 19.3%→R1 23.5%) (**別紙2**p. 7)
- ・ 高齢者は、他の世代と比較して、歩行中・自転車乗車中の事故が自宅から500m以内で発生する割合が高い。(65歳以上32%, 65歳未満17%)
- ・ 原付以上運転者(第1当事者)の交通事故発生件数 65~74歳は減少(H27 202件→R1 159件), 75歳以上は横ばい(H27 121件→R1 115件)
- ・ 免許返納件数は増加(H27 956件→R1 2,045件)

〔事故類型・状態別〕

- ・ 「追突」が41.8%(H27 796件→R1 484件), 「出合頭衝突」が30.7%(H27 473件→R1 355件)を占めるが、件数はいずれも減少傾向
- ・ 交通事故全体に占める自転車の交通事故の割合は増加 (H27 21.2%→R1 29.0%) (**別紙2**p. 14)
- ・ 世代別人口1万人当たりの自転車事故当事者数は高校生が突出して多く、54.7人、次いで中学生17.8人、高齢者7.8人 (R1) (**別紙2**p. 16)

〔死亡事故〕

- ・ 高齢化率と比較し、死亡事故に占める高齢者の割合 (H27~R1 52.7%) が高い。 (**別紙2**p. 18, 19)

〔その他〕

- ・ 飲酒運転による事故は平成29年まで大幅に減少したが、30年に再び増加に転じた。

(2) 本市を取り巻く環境

① 国等の動き

- ・ 平成31年2月 国から都道府県・政令指定都市に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する働きかけとして標準条例（技術的助言）を通知
- ・ 令和2年3月 経済産業省，国土交通省が「サポカー補助金」（車両購入及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入に係る補助）について申請受付開始
- ・ 高齢運転者対策等に係る道路交通法の改正（参考資料3）
- ・ 「信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている時に一時停止した車の割合」（日本自動車連盟（JAF）調査）栃木県 平成30年0.9%（全国ワースト1位）→令和元年13.2%（全国29位）
- ・ 令和2年7月 神奈川県大和市 全国初「歩きスマホ」を禁止する条例の施行

② 市の取組等

- ・ 自転車走行空間の整備
- ・ 令和3年度末の開業に向けたLRTの整備（参考資料4p. 1, 3）
- ・ 令和4年9月の開通に向けた大谷スマートインターチェンジの整備
- ・ 令和2年4月 保育施設周辺の交通安全対策を強化する「キッズゾーン」の設定
- ・ 令和2年4月 「宇都宮スマートシティモデル推進計画」を策定し、「自動車走行データ利活用プロジェクト」などICTを活用した取組を検討
- ・ 令和2年5月 自転車損害賠償責任保険等への加入義務を規定した条例の制定について、県市長会を通じ県へ要望を提出

(3) アンケート結果（市民の意識等）について 参考資料5

〔交通ルール遵守について〕

- ・ 「良い」「少し良い」と感じる人は23.2%で微減（H27→R1 ▲3.9ポイント），「少し悪い」「悪い」と感じる人は72.5%

〔自転車保険について〕

- ・ 「加入している」が45.4%で，加入率は増加（H27→R1 5.1ポイント）

〔自転車ヘルメットについて〕

- ・ 「所有している」8.9%，そのうち「常に着用している」「ほぼ着用している」34.5%

3 「(仮称) 第11次宇都宮市交通安全計画」の策定に向けた課題

(1) 課題の分類

これまで国の交通安全基本計画では、交通安全対策基本法に基づき、計画の「8つの柱」を「講じようとする施策」として柱建てしており、本市の第11次計画においては、このうち、国・県・警察等の行う施策を除く「5つの柱」を市の役割と位置付ける。

- ① 交通安全思想の普及徹底
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 道路交通秩序の維持
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の充実と推進

※ 市の計画を策定するにあたっては、国や県の計画に基づき策定する必要があるが(法第26条第1項)、国・県において第11次計画の施策等はまだ示されていないことから、市の柱建ては国・県の状況によって必要に応じて見直しを行う。

(2) 第11次計画に向けた課題

1 第10次計画の実績・評価(別紙1)及び2「(仮称) 第11次宇都宮市交通安全計画」の策定に向けた現状等を踏まえ、抽出された本市の課題を3(1)の「5つの柱」に分類すると以下のとおり整理される。

① 交通安全思想の普及徹底

- ・ ICTの活用を含めた子どもから高齢者まで各年代の特性や交通事故傾向等を踏まえた交通安全教育の推進
- ・ LR Tの交通ルールに係る交通安全教育や周知啓発の実施
- ・ 自転車の安全利用やルール遵守徹底に向けた安全教育・周知啓発の推進
- ・ 地域や警察等と連携した交通事故防止のための活動の推進
- ・ 交通安全意識の高揚につながる周知啓発活動の実施
- ・ 地域や交通安全団体等の交通安全活動への支援
- ・ 民間企業等が行う特色ある交通安全教育等の取組との連携

② 道路交通環境の整備

- ・ 事故データ等の分析を踏まえた効果的な交通安全対策の実施
- ・ 市民の生活に身近な道路の交通安全対策の実施
- ・ 自転車や歩行者の通行空間を確保する施策の実施
- ・ 園外活動や通学路等における幼児・児童の交通安全の確保に向けた取組の実施
- ・ 交通安全に配慮した道路交通環境の整備
- ・ 誰もが利用できるLR Tをはじめとする公共交通ネットワークの整備

③ 道路交通秩序の維持

- ・ 暴走族根絶に向けた取組の推進

④ 救助・救急活動の充実

- ・ 交通事故による負傷者に対する救助救急対策の推進
- ・ 応急手当に関する知識・技術の普及啓発活動の推進

⑤ 被害者支援の充実と推進

- ・ 関係機関と連携した被害者対策の推進

⇒ これらの課題分類を第 11 次計画の施策の柱とし、今後、施策の方向や個別施策等について検討を行っていく。

4 今後のスケジュール

令和2年	12月	中旬	第2回審議会（計画の基本的な考え方、取り組むべき施策・事業、目標等）
3年	2月	上旬～	パブリックコメント
	3月	上旬頃	国計画決定・公表
		下旬	第3回審議会（答申）
	4月	末以降	県計画決定・公表
	6月		計画決定・公表

※ 国・県計画の策定時期によって時期に変動あり